



【確定給付企業年金・厚生年金基金】

国民年金基金規則等の一部を改正する省令に係る 規約変更手続き等について

(「法定相続情報一覧図」等に関する省令について)

- 今般、厚生労働省から2020年12月28日付で「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」が公布、施行され、あわせて関連する通知が発出されたことにより以下2点の取扱いが可能になりました。
 - ①遺族給付金および未支給給付等の手続きにおいて、法定相続情報一覧図の写しを利用すること。
 - ②企業年金連合会経由で、地方公共団体情報システム機構から生年月日情報が含まれる「機構保存本人確認情報」の提供を受け、その情報により生年月日を確認できた場合、裁定請求における生年月日を証する書類の提出を不要とすること。
- 本ニュースでは当該取扱いを利用する場合の規約変更の手続き等についてご案内いたします。
 - ②の取扱いを利用する場合、確定給付企業年金制度の規約変更が必要となります。

【補足】

- ・上記①の取扱いは必須ですが、規約変更は原則不要です。(遺族から法定相続情報一覧図の写しを提出された場合は、原則拒めないため必須となります。ただし必要に応じて追加書類の提出を求めることは可能です。)
- ・上記②の取扱いは任意ですが、パブリックコメントにおいて実務上の運営に関する意見(実行性の課題)が挙がっており、厚生労働省からは関係各所と調整、検討が必要な旨の回答がなされている状態です。そのため、規約変更は当該取扱いが判明した後に実際に取扱いを開始するまでに行うこととなります。(取扱いに先行して規約変更をすることも差支えはありません。)

1. 改正の内容

今般の改正に関する内容は以下のとおりです。

① 遺族給付金等における身分関係を明らかにする書類等について

- ・遺族給付金および未支給給付等の手続きにおいて、給付対象者（亡くなった方）と請求者（遺族）の身分関係を明らかにする書類として、法定相続情報一覧図の写しを利用することが可能になりました。

② 裁定請求における生年月日を証する書類の省略について

- ・裁定請求時における生年月日を証する書類（生年月日に関する市町村長の証明書または戸籍抄本等）について、企業年金連合会経由で、地方公共団体情報システム機構から生年月日が含まれる「機構保存本人確認情報」の提供を受け、その情報により生年月日を確認できた場合に、請求者からの提出を不要とすることが可能になりました。
- ・上記「機構保存本人確認情報」の利用については委託者様の任意となります。

2. 規約変更手続き

【①遺族給付金および未支給給付等の手続きにおいて、法定相続情報一覧図の写しを利用すること。】

以下の理由により規約変更は原則不要です。

ア. 確定給付企業年金制度

一般的に現行規約において、支給の請求（遺族給付金および未支給給付）の際に提出する書類に関して、それぞれに「その他当該事実を証する書類」が規定されており、法定相続情報一覧図の写しも当該書類に該当することから、規約変更は不要です。

～厚生労働省DB規約例～（裁定）および（未支給給付）の条より抜粋

（略）

死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）

その他当該事実を証する書類

（略）

（注）「その他当該事実を証する書類」が規定されていない場合は、弊社営業担当者宛てご相談ください。

イ. 厚生年金基金制度

一般的に規約において「給付対象者（亡くなった方）と請求者（遺族）の身分関係を明らかにする書類を添付する」旨の規定がないため、規約変更は不要です。ただし、給付規程などの変更が必要な場合があります。（後述の「4. 補足（厚生年金基金制度）」をご参照ください）

【②機構保存本人確認情報により生年月日を確認できた場合、裁定請求における生年月日を証する書類の提出を不要とすること。（利用は任意）】

（1）規約変更について

ア. 確定給付企業年金制度

②の取扱いを利用する場合、規約変更が必要となります。

②機構保存本人確認情報により生年月日を確認できた場合、裁定請求における生年月日を証する書類の提出を不要とする取扱いを利用する

YES



規約変更が必要です

NO



規約変更は不要です

規約変更例

<規約型>

https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/kiyakurei_kiyaku.docx

<基金型>

https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/kiyakurei_kikin.docx

イ. 厚生年金基金制度

一般的に規約において「生年月日を確認できる書類を添付する」旨の規定がないため、②の取扱いを利用する・しないにかかわらず、規約変更は不要です。ただし、利用する場合は給付規程などの変更が必要な場合があります。（後述の「4. 補足（厚生年金基金制度）」をご参照ください）

(2) 規約変更手続き【確定給付企業年金制度のみ】※1

ア. 規約変更に係る同意等

規約型DB：労働組合又は過半数代表者の同意は不要

基金型DB：代議員会の議決

イ. 行政宛手続き

届出不要（規約型：規則第7条第1項第13号、基金型：規則第10条第6号に該当）

※1 厚生年金基金様は後述の「4. 補足（厚生年金基金制度）」をご参照ください。

3. 規約の施行日

- ・②の取扱いを開始する日までの任意の日
- ・ただし、機構保存本人確認情報の提供を受けるために、新たに企業年金連合会と業務委託契約を締結する場合は、契約の締結（委託事務の開始）日までの任意の日 ※2

※2 既に企業年金連合会と機構保存本人確認情報の提供を受けるための業務委託契約を締結している場合における契約変更要否や手数料関連については現在確認中です。

4. 補足（厚生年金基金制度）

厚生年金基金様におかれましては、今般の改正により可能となった取扱いを開始する場合であっても規約変更は不要ですが、給付規程などに「生年月日を確認できる書類を添付する」旨が規定されている場合は該当する規程の変更が必要となります（代議員会の議決が必要）。規程の修正案については、弊社営業担当者宛てご相談ください。

■（ご参考）本件に関する法令、通知、事務連絡等

省令

国民年金基金規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第211号）

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201228kanpou.pdf>

公布日及び施行日：令和2年12月28日

パブリックコメント結果

国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果
について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200277&Mode=1>

（パブリックコメント手続き開始のご案内：[2020年11月2日付SuMiTRUST年金ニュース](#)）

通知

国民年金基金規則等の一部を改正する省令の公布について（令和2年12月28日 年発1228 第1号）

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201228tuchi.pdf>

事務連絡

国民年金基金規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第211号）の施行に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について（令和2年12月28日）

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201228jimurenaku.pdf>

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-5404-3063